

新潟県青年就農支援事業研修計画審査要領

第1 目的

この要領は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指し、県農業大学校等の研修機関等において研修を受けようとする者が申請した「研修計画」を審査し、承認するために必要な事項について定めるものとする。

第2 研修計画の申請者

研修計画を申請できる者は、実施要綱別記2の第5の1の（1）に定める対象者の要件を満たす者とする。

第3 県が認める研修機関等

実施要綱別記2の第5の1の（1）のイの（ア）及び別記3の第7の2の（1）のアの（エ）により、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認める研修機関等は以下のとおりとする。

- 1 新潟県農業大学校
- 2 新潟農業・バイオ専門学校
- 3 その他別に定めるところにより、県が認定した先進農家又は先進農業法人等

第4 研修計画の承認基準

知事は、研修計画が実施要綱別記2の第5の1の（1）に掲げる基準を満たした場合に、予算の範囲内で承認する。

なお、県が認める複数の研修機関等で研修を受けることにより、承認基準を満たすこととなる場合についても承認できるものとする。

第5 研修計画の新規申請における審査及び承認

- 1 公募期間は、経営普及課長が別に定める期間とする。
- 2 経営普及課長は、申請者の意欲及び研修計画の内容を確認するため、面接を実施する。
- 3 知事は、研修計画を審査するため、「新潟県青年就農支援事業研修計画等審査会設置要領」に基づき「新潟県青年就農支援事業研修計画等審査会（以下「審査会」という。）」を設置し、審査会において、第4の基準により研修計画の妥当性を審査する。知事は、審査会の審査結果を踏まえ研修計画を承認するものとする。
なお、審査会は、別に経営普及課長が指定する日に開催するものとする。
- 4 知事は、研修計画を承認した場合、申請者に対し審査結果を通知する（様式1）とともに、研修機関等に写しを送付する。
- 5 知事は、研修計画を承認しなかった場合、申請者に対し文書で通知する（様式2）とともに、研修機関等に写しを送付する。

第6 研修計画の変更申請における審査及び承認

- 1 すでに実施している研修計画の変更申請は新規申請の公募、審査に併せ、行う。申請者から変更した研修計画の提出があった場合は第5の1で指定する期日までに経営普及課に提出する。
- 2 研修計画を変更する場合は面接は実施せず、審査会において研修計画の変更の妥当性を審査する。審査結果は第5の3、4に基づき、申請者に通知する。

第7 その他

研修計画の作成等にあたり、市町村、市町村農業委員会、農業協同組合等は、農業普及指導センターと連携して、申請希望者に対し助言・指導を行う。

附 則

この要領は、平成24年8月10日から施行し、平成24年4月6日より実施する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月8日より施行し、平成26年2月6日より実施する。

附 則

この要領は、平成29年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月8日から施行する。
- 2 この要領による改正前の規定に基づき実施している手続き等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。